

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	(株)アミューズ		コード	4301
提出日	2020/6/11	異動（予定）日	2020/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	増田 宗昭	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	安藤 隆春	社外取締役	○													○		有
3	麻生 要一	社外取締役	○													○	新任	有
4	石川 順道	社外監査役	○													○		有
5	大野木 猛	社外監査役	○													○		有
6	灰原 芳夫	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	増田宗昭氏が代表取締役社長を務めるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と当社との直近事業年度における取引実績は当社連結営業収入の1%未満であり、当社の独立性判断基準には該当しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないものと判断しております。 また、同社のグループ会社は当社株式を保有しておりますが、1%程度と僅少であり、こちらも当社の独立性判断基準には該当しないことから、総合的に見ても独立性に問題はないと判断しております。	デジタルメディア・コンテンツビジネス等を含むエンターテインメントビジネスに精通され、また多くの事業法人の経営者を歴任されるなど、事業と経営の両面においての豊富な経験を有しております。当社の今後の成長戦略に様々な観点からの助言をいただくことが期待できることから、取締役会における多角的な議論を促し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保、及びコーポレートガバナンスの実効性を高めるために、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
2		直接企業経営に関与された経験はありませんが、警察庁長官をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役としてコーポレートガバナンス、とりわけコンプライアンスの一層の強化を図るために、適切な監督・助言をいただけるものと判断し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保、及びコーポレートガバナンスの実効性を高めるために、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
3		前職にて新規事業の立ち上げのエキスパートとして、多くの新規事業の統括実績があり、また、スタートアップ企業のインキュベーション支援などを数多く経験されております。今後、当社が新しいビジネスモデル・ビジネスドメインを開拓していく上で、数々の点からの助言をいただくことが期待できるものと判断し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保、及びコーポレートガバナンスの実効性を高めるために、社外取締役として選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
4		直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し企業法務にも精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるため選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
5		直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業監査の実務に携わり、会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるため選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
6		直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、会社財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。

4. 補足説明

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、独立性を有しているものと判断します。

（独立性判断基準）

A. 上場会社を主要な取引先（直近事業年度の連結売上高が1%を超える取引先）とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先（直近事業年度の連結売上高が1%を超える取引先）又はその業務執行者

C. 上場会社から役員報酬以外に直近事業年度で年間1000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

D. 上場会社の大株主（総議決権の3%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者

E. 過去3年間に於いて次の（A）から（D）までのいずれかに該当していた者

（A） A、B、C又はDに掲げる者

（B） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

（C） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

（D） 上場会社の兄弟会社の業務執行者

F. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

（A） Aから前Eまでに掲げる者

（B） 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）

（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

（C） 上場会社の子会社の業務執行者

（D） 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

（E） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

（F） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

（G） 上場会社の兄弟会社の業務執行者

（H） 過去3年間に於いて前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。